

精液検査に関する検査内容変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 このたび、下記項目におきまして、検査内容を一部変更させていただきますので、ご案内申し上げます。
 誠に勝手ではございますが、弊社事情をご賢察のうえ、ご了承の程よろしくお願い致します。
 敬具

記

■ 変更時期

2020年4月1日(水) 受付分より

■ 変更内容 検査項目：精液検査 (項目コード：4181)

変更箇所	新(WHO第5版)	旧	備考
項目名	pH	pH	
基準値	7.2以上	7.2~8.0	
項目名	精子濃度	精子数	* 各基準値は射精後1時間以内に検査した場合の基準となります。
基準値	1500万/ml以上	4000万/ml以上	
項目名	(新規)正常形態率	(中止)奇形精子率	* 正常形態率は検査に時間が掛かるため、翌日以降の報告となります。その他の項目は、これまで通り当日中にFAX報告致します(至急の場合)。
基準値	4%以上	20%以下	
測定方法	鏡検法(Kruger法)(注)	鏡検法(無染色法)	
項目名	運動率	運動率	
基準値	40%以上	なし	
項目名	精液量	精液量	
基準値	1.5ml以上	なし	

■ 変更理由

WHOが推奨する検査手順および下限基準値に準拠した形式への変更。

■ 注記

Kruger法：精子を染色し、精子の頭部/中片部/尾部の形態を顕微鏡の1000倍率で観察し、正常形態率を算出します。